鹿児島県後期高齢者医療広域連合監査委員告示第１号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９２条の規定により準用する同法第１９９条第１項及び同条第４項の規定に基づく監査を実施したので、同条第９項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

平成２８年１０月１９日

鹿児島県後期高齢者医療広域連合
監査委員　　森　征一郎
同　　水口　孝俊

平成28年度

鹿児島県後期高齢者医療広域連合
定期監査報告書

鹿児島県後期高齢者医療広域連合監査委員

結　果　報　告　書

1　監査の種類

定期監査

2　監査実施年月日

平成28年９月28日（水）

3　監査の範囲

平成28年度（平成28年８月31日現在）の財務及び事務に関する執行について

4　監査の方法

予算の執行、備品の管理及び業務委託契約等の財務に関する事務並びに主要事務事業の執行状況について、関係法令等に基づいて適正かつ効率的に行われているかに主眼をおき、関係職員から説明を聴取した。

5　監査の結果

事業全般について、法令等を遵守し、目的に従って概ね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

なお、監査の過程において、疑問な点については、口頭により確認した。